

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和5年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R5. 5. 23	①令和5年6月1日現に在職する職員 (再任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。) ②令和5年6月2日から同年6月15日までに採用される職員 ③令和5年6月16日から同年6月30日までに採用される職員 ④令和5年7月1日から同年7月31日までに採用される職員 ⑤令和5年8月1日から同年8月31日までに採用される職員 ⑥令和5年9月1日から同年9月15日までに採用される職員	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和5年6月1日から同年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R6. 3. 25	経済局中央卸売市場北部市場に勤務する全職員	市バスのダイヤに合わせて勤務の開始時間を変更するもの
	健康福祉局厚生院に勤務する職員のうち課長補佐(介護統括)及び課長補佐(介護)	夜勤対応の体制を確保するため、勤務時間等に夜勤の勤務区分を追加するもの
	子ども青少年局あけぼの学園に勤務する職員のうち (1)園長補佐(指導)、主任(児童指導員、保育士又は保育員の業務に従事する者に限る。)、児童指導員、保育士及び保育員 (2)主任(看護師又は准看護師の業務に従事する者に限る。)、看護師、准看護師及び業務士 (3)主任(児童指導員、保育士、保育員、看護師、准看護師、管理栄養士又は栄養士の業務に従事する者を除く。)、児童指導員以外の主事	実習生や児童への対応終了時間に合わせて勤務区分を追加するもの
	消防局に勤務する勤務時間の特例が適	業務の様態に合わせた勤務面での合理化

	用されている職員のうち、消防署警防地域第一課及び第二課に属する課長補佐（地域安全等）及び課長補佐（出張所）	及びワークライフバランスの促進を目的として、時差勤務を適用させるための特別の定めをするもの
	消防局に勤務する職員のうち、 (1) 本部機動部隊に属する者（所属長が指定する者に限る。） (2) 中村消防署警防地域第一課及び第二課に属する者（所属長が指定する者に限る。）	組織改正及び日勤救急隊の増設に伴い、規定を整備するもの

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

（根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 6 条の 2 第 2 項）

承認年月日	内 容
R6. 3. 25	定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額を給料表及び職務の級に応じて定めるもの。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に支給する給料の調整額は、当該額に短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするもの。

イ 管理職手当の支給に関する承認

（根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項）

承認年月日	対 象	内 容
R6. 3. 25	精神保健福祉センター担当課長	8 種
	消防局次長	2 種
	消防局本部機動部隊長	5 種
	消防局本部機動部隊副隊長	7 種
	消防局消防航空隊副隊長	7 種
	教育委員会事務局担当局長（学校教育調整）	2 種
	教育委員会事務局担当部長（学校教育調整）	4 種
	教育委員会事務局指導主事（2 種の職から引き続いて定年前再任用短時間勤務職員となった者に限る。）	9 種
	小学校室長	8 種
	中学校室長	8 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

（根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
国民体育大会等に選手等として参加	16